

# 貯水池管理事業費補助金交付要綱

平成 7 年 4 月 1 日 滋耕 第 1 1 5 8 号  
一部改正 平成 20 年 4 月 1 日 滋耕 第 8 9 5 号  
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 滋耕農基第 2 0 5 号  
一部改正 令和 3 年 3 月 30 日 滋耕農基第 1 1 4 号  
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 滋耕農基第 1 9 3 号  
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 滋耕農基第 1 4 8 号

(趣 旨)

第 1 条 知事は、県営土地改良事業で造成され、河川法に（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく操作規程により厳正なダム管理を行う土地改良区（以下「土地改良区」という。）のダム管理に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象および補助額)

第 2 条 交付対象となる事業（以下「管理事業」という。）、補助金の交付対象となる経費および補助額は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助金の交付対象となる経費	補助額
管理事業	河川法第 47 条の規定により定められたダム操作規程に基づいて行う通常のダム管理に要する経費	管理事業の実施に要する経費の 1 / 3 に相当する額以内の額

(交付申請の手続)

第 3 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付を申請しようとする土地改良区は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画の概要（別紙第 1 号）
- (2) 収支予算書（別紙第 2 号）
- (3) 役員名簿

2 土地改良区は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のう

ち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める日までとする。

（変更等の承認申請）

第 4 条 変更等の承認手続きは、次のとおりとする。

- (1) 土地改良区は、管理事業の一部もしくは全部を中止し、または廃止しようとする場合においては、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 2 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- (2) 土地改良区は、管理事業が予定の期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 5 条 土地改良区は、規則第 10 条の規定に基づき、管理事業の遂行状況に関し、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）の末日現在における遂行状況報告書（別記様式第 3 号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 6 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（別記様式第 4 号）の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の成果（別紙第 4 号）
- (2) 収支精算書（別紙第 5 号）

2 実績報告書の提出期限は、管理事業の完了の日から起算して 30 日以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までとする。

ただし、補助金の金額がこの要綱第 7 条の概算払により交付される場合の提出期日は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 5 月 10 日までとする。

3 第 3 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした土地改良区は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、概算払により交付することができる。この場合において、土地改良区は、補助金概算払請求書（別記様式5号）に事業遂行状況（別紙第3号）を添えて知事に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第8条 知事は、土地改良区が規則第17条および第18条の規定により返還すべき補助金の全部または一部を納付しない場合においては、土地改良区に対して他の土地改良事業等について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納額とを相殺することがある。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 土地改良区は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の提出等)

第10条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄農業農村振興事務所に提出するものとする。

2 前項の書類の提出部数は、各書類1部とする。

(標準処理期間)

第11条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、この要綱第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 土地改良区は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく変更等の承認申請、第5条の規定に基づく状況報告、第6条の規定に基づく実績報告、第7条に基づく概算払または第9条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例

(平成 16 年滋賀県条例第 30 号) 第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に限り適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に限り適用する。